

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第20号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設備器具等の利用料金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定めるものが使用する場合の運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例別表第3に規定する個人利用料金に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示したものを</p> <p>(3) 条例別表第4に規定する回数使用券に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保</p>	<p>(設備器具等の利用料金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定めるものが使用する場合の運動施設の設備器具及び備付物品の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例別表第3に規定する個人利用料金に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者</p> <p>(3) 条例別表第4に規定する回数使用券に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害</p>

<p>健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示したものを提示した<u>もの</u></p> <p>(入場の制限)</p> <p>第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者。<u>ただし、動物の類を携帯し、入場することについては、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を携帯する者又は別に市長が定める基準に従い指定管理者が認めた者はこの限りでない。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>者保健福祉手帳を提示した者</p> <p>(入場の制限)</p> <p>第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒絶し、又は退場を命ずることがある。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者</p> <p>(4) (略)</p>
---	---

改正後	
別表第1（第4条、第5条関係）	
使用区分	申請期間
1 日本スポーツ協会又は中央競技団体等が主催、主管、共催する全日2日（準備及び撤去を除く。）以上の大会のために、当該施設を全面使用する <u>とき</u> 。	使用する日の属する月の24カ月前の月の初日から <u>使用日</u> まで
2 (略)	
3 上記2の使用区分に該当し、定められた申請期間経過後に申請するとき。	初日の属する月の3月前の初日から <u>使用日</u> まで
4 上記2以外の使用区分で、1日単	

位、午前、午後、夜間又は1時間単位 だけで、当該施設を使用するとき。	
5 (略)	
備考 (略)	

改正前	
別表第1 (第4条、第5条関係)	
使用区分	申請期間
1 日本スポーツ協会又は中央競技団体等が主催、主管、共催する全日2日(準備及び撤去を除く。)以上の大会のために、当該施設を全面使用するとき。	使用する日の属する月の24カ月前の月の初日から <u>使用日の前日</u> まで
2 (略)	
3 上記2の使用区分に該当し、定められた申請期間経過後に申請するとき。	初日の属する月の3月前の初日から <u>使用日の前日</u> まで <u>ただし、4月分の申請は2月前の初日から末日までとする。</u>
4 上記2以外の使用区分で、1日単位、午前、午後、夜間又は1時間単位だけで、当該施設を使用するとき。	
5 (略)	
備考 (略)	

改正後	
別表第2 (第8条関係)	
システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、中央第2体育館、中央フットボール場、楠多目的運動場、楠体育館、楠テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂	(略)

サッカー場及び本郷河川敷グラウンド	
桜テニスコート及び桜多目的広場	使用しようとする日の属する月の初日 前3月の3日後
テニスセンター及び三滝テニスコート	(略)
(略)	
備考 (略)	

改正前	
別表第2 (第8条関係)	
システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、中央第2体育館、中央フットボール場、楠多目的運動場、楠体育館、楠テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場及び本郷河川敷グラウンド	(略)
テニスセンター及び三滝テニスコート	(略)
(略)	
備考 (略)	

第2号様式を次のように改める。

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書（団体登録用）

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録について、次のとおり申請します。
 ※印は必ず記入してください。

申請日※	年 月 日	申請区分※	新規・変更・抹消
フリガナ※			
団体名※			
フリガナ※			
代表者名※			
住所※	〒 —		
電話番号※	()		
メールアドレス（携帯可）登録は1つまで			
フリガナ※			
連絡者名※	代表者と同じ方の場合、名前のみの記入で結構です。		
住所※	〒 —		
電話番号※	()		
メールアドレス（携帯可）登録は1つまで			
(注) 記号（-^/等）はハッキリご記入ください。数字のゼロは0 / 英字のオーはOとご記入ください。			
パスワード※			

(注) パスワードは、英数字4桁で記入してください。

利用者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

(注) 利用者番号は、既に利用者登録されている場合に記入してください。

※この申請書による個人情報は、公共施設案内・予約システムの適正な管理運営のために使用するものであり、個人情報の保護に関する法律及び関係法令にもとづき、適正に管理いたします。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(シティプロモーション部スポーツ課)